

平成 21 年 1 月 23 日

## 日紙商から最新情報のお知らせ

環境省は、グリーン購入法、コピー用紙について  
判断基準の見直し案が検討されました

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要(案)に対するパブリックコメントの結果を踏まえ、平成 21 年 1 月 19 日、平成 20 年度特定調達品目検討会(第 5 回)が開催され、特定調達品目及び判断の基準等の追加・見直し(案)について検討されました。検討会資料等について報告いたします。

- ・平成 20 年度特定調達品目検討会(第 5 回)資料・要約版
- ・全ての資料はグリーン購入法.net をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/20kentoukaikaisai.html>

### [要点]

- コピー用紙の判断基準(案) (平成 20 年度特定調達品目検討会(第 5 回)、資料 3 別冊から抜粋)

コピー用紙	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考 4 の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。①古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであり、森林認証材パルプ及び間伐材パルプ利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

詳細は添付の資料をお読みください。

- 今後のスケジュール  
平成 21 年 2 月 上旬 閣議決定